

お問い合わせ先

北海道開発局 農業水産部 農業計画課

住 所:〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 第1合同庁舎
電 話:011-709-2311(代表)
ホームページ: <http://www.hkd.mlit.go.jp/index.html>

東北農政局 農村計画部 農村振興課

住 所:〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
電 話:022-263-1111(代表)
ホームページ: <http://www.maff.go.jp/tohoku/>

関東農政局 農村計画部 農村振興課

住 所:〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
電 話:048-600-0600(代表)
ホームページ: <http://www.maff.go.jp/kanto/>

北陸農政局 農村計画部 農村振興課

住 所:〒920-8566 金沢市広坂2-2-60
電 話:076-263-2161(代表)
ホームページ: <http://www.maff.go.jp/hokuriku/>

東海農政局 農村計画部 農村振興課

住 所:〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
電 話:052-201-7271(代表)
ホームページ: <http://www.maff.go.jp/tokai/>

近畿農政局 農村計画部 農村振興課

住 所:〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
電 話:075-451-9161(代表)
ホームページ: <http://www.maff.go.jp/kinki/>

中国四国農政局 農村計画部 農村振興課

住 所:〒700-8532 岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
電 話:086-224-4511(代表)
ホームページ: <http://www.maff.go.jp/chushi/>

九州農政局 農村計画部 農村振興課

住 所:860-8527 熊本市二の丸1-2 合同庁舎
電 話:096-353-3561(代表)
ホームページ: <http://www.maff.go.jp/kyusyu/>

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 土地改良課

住 所:〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1
電 話:098-866-0095(代表)
ホームページ: <http://www.ogb.go.jp/nousui/index.html>

環境にやさしい水辺づくりを目指して

～農業水利施設を利用した「環境用水」の水利権取得について～



監 修：農林水産省農村振興局 整備部水資源課
制 作：財団法人 日本水土総合研究所

環境用水の取得により、潤いと安らぎのある水辺空間がよみがえります。

「農業用水」は農作物の生産のためのかんがい用水にとどまらず、農業水利施設周辺の水辺景観の形成、水質の浄化、生態系の保全など農業水利施設の適正な維持管理を通じて、多くの環境便益を地域にもたらしています。しかし、非かんがい期になると、農業用水が河川

から取水されなくなるため水路の流量は著しく減少し、農業用排水路の水質悪化や水生生物の生態系への影響、ゴミの滞留によって景観が損なわれるなどさまざまな問題が生じています。

このたび、水路の水質や景観を改善したい土地改良区や環境保全を推進する市町村等が、「環境用水」の水利権を取得することが可能となったことから、農業水利施設を利用した環境用水の水利権取得にあたって手引き※を作成しました。環境用水の水利権を確保すること

で、地域における水環境の改善や環境保全の推進に取り組みましょう。

※「農業水利施設を利用した環境用水の水利権取得に関する手引き」
(平成21年3月:農村水産省農村振興局整備部水資源課)

冬の通水により水質の改善が図られます。

通水により冬期も水が流れるように



水路周辺の景観の改善が図られます。

親水水路として整備され水辺に親しめるように



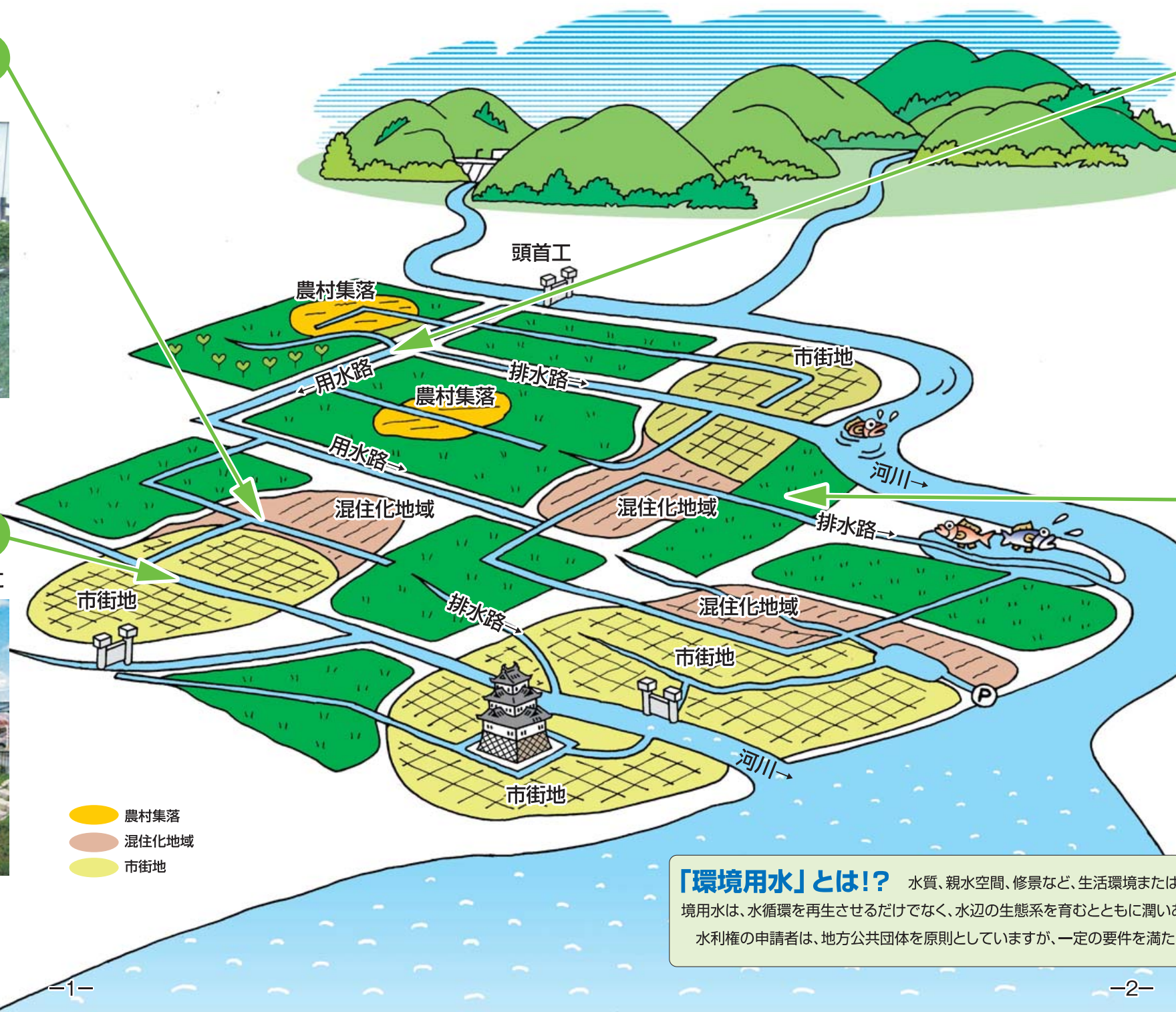
水生生物のくらしを守ります。

水路に生息する魚類の保全



貴重な生態系を保全します。

冬期湛水水田を活用した鳥類の保全



「環境用水」とは!? 水質、親水空間、修景など、生活環境または自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした水利使用です。環境用水は、水循環を再生させるだけでなく、水辺の生態系を育むとともに潤いある景観を形成し、農業・農村の振興や地域の活性化に寄与します。水利権の申請者は、地方公共団体を原則としていますが、一定の要件を満たせば土地改良区等が申請者になることができます。

【新潟市亀田郷地区】

平成19年10月、国交省通知後、全国初の環境用水の水利権を取得

新潟市亀田郷地区では市街化が進み、地域の農業用排水路や小河川では、非かんがい期や渇水時における通水量の減少とともに家庭排水の流入やゴミの混入による水質悪化等が顕著になり、水域生態系の分断、親水性の低下等の問題が生じていました。

このため平成19年10月、新潟市は平成18年3月に国土交通省より「環境用水に係る水利使用許可の取扱い」の通知が発出された後、全国で初めて水質保全、景観保全及び生態系保全を目的とする環境用水の水利権を取得しました。



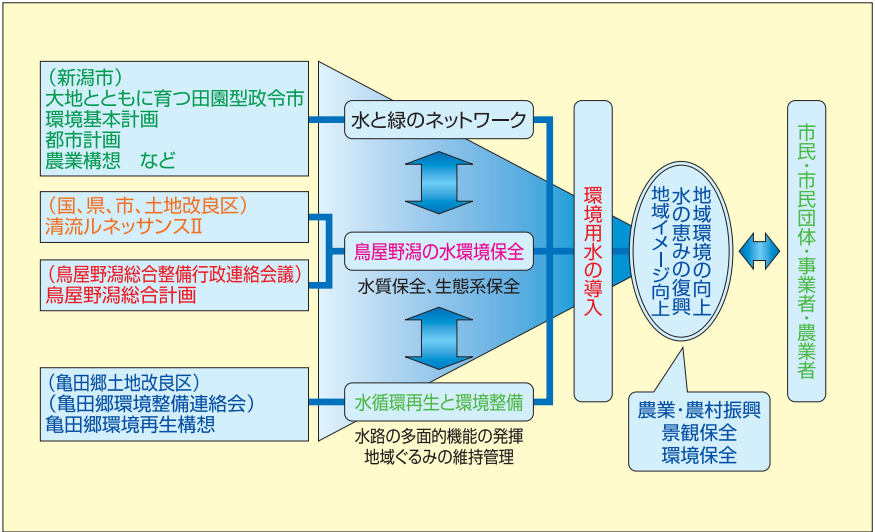
整備前の水路



水辺に親しめる親水水路を整備

地域の取り組み

亀田郷地区では、行政と地域住民が一体となった4つ協議会が結成され、「水と緑のネットワーク」「鳥屋野潟の水環境保全」「水循環再生と環境整備」を達成するため、環境用水の取得・利用について、各協議会が相互に連携しながら活動しています。

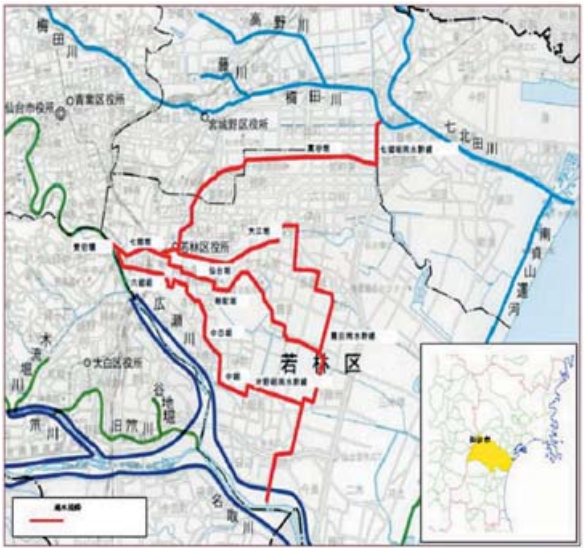


【仙台市六郷堀・七郷堀地区】

地域住民が憩う、魅力あふれる水辺空間が復活

仙台市六郷堀・七郷堀地区では上流域の市街化が進み、合流式下水道からの汚水が農業用水路に流れ込み、農作業に支障が生じていました。また、農業用水の水利権が慣行水利権から許可水利権に切り替えられた際に冬水の取水が停止されたため、特に冬場の悪臭がひどく、都市住民からも苦情が出るようになりました。

このため試験通水を経て平成17年1月、仙台市は宮城県知事から既存の農業用水路を利用して、浄化及び修景を目的とする新規水利権を取得しました。



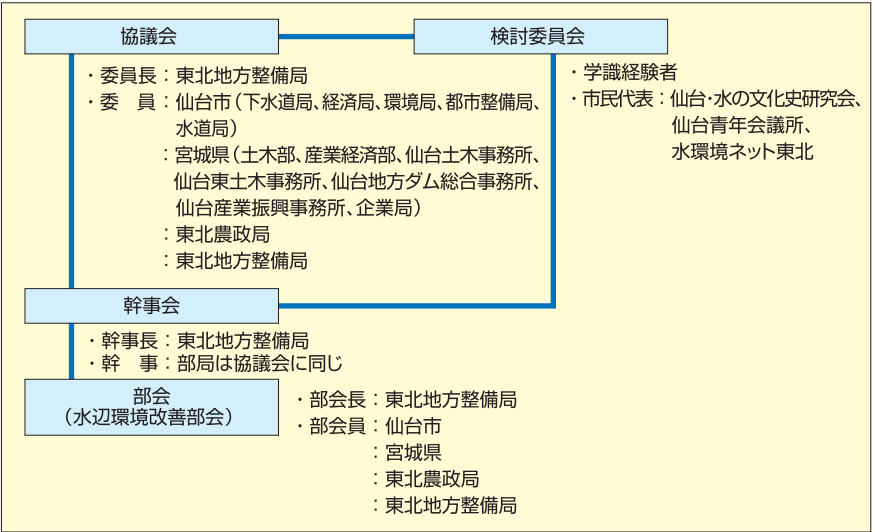
取水停止時の七郷堀（若林区役所前）



取水時の七郷堀（若林区役所前）

地域の取り組み

東北地方整備局、宮城県、仙台市、東北農政局の行政機関が平成11年に「仙台地域水循環協議会」を設立し、同協議会と市民代表、学識経験者が中心となりアクションプログラムを作成。六郷堀、七郷堀の通水事業はこのプログラムの一つとして取り組みました。



環境用水の取得・通水を支援する「地域水ネットワーク再生事業」

地域水ネットワーク再生事業は、農業水利施設を利用して環境用水を取得・通水するための調査から施設整備までを一体的に支援する制度です。



新潟市亀田郷地区

1.事業内容

- (1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備を行う。
- (2) 農業用排水路等の水質浄化を図るための水質浄化施設整備を行う(1)と併せ行うもの。
- (3) 用水の利活用に必要な施設整備を行う(1)と併せ行うもの。

2.事業実施主体等

(1) 事業実施主体	都道府県、市町村、土地改良区等
(2) 補助率	1/2 (冬期湛水に資する調査・調整は定額、冬期湛水に資する整備は別途20%の促進費を交付)
(3) 採択基準	ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増高し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること
	イ 取得・再生される用水の通水施設が農業水利施設であること
	ウ 事業計画区域及びその周辺地域に、河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会(仮称)が設置されること
	エ 環境用水を取得する場合は、その事業計画区域が田園環境整備マスタープランの環境創造区域又は環境配慮区域、それと同等と認められる環境配慮を重視している区域指定がなされていること
(4) 事業採択期間	オ 消流雪用水を取得する場合は、消流雪用水が地方公共団体の除雪計画への位置づけがあること
	平成20年度から平成24年度まで

採択地区 次の採択地区では、環境用水等の水利権取得について検討されています。



大道堰地区(山形県)
鶴岡城の城跡公園である鶴岡公園の御濠の水質が悪化し、悪臭問題が発生していることから、これを改善するため、環境用水(水質浄化等)の取得を検討



善光寺川中島平地区(長野県)
都市化、混在化により低減した農業用水の地域用水機能を復元するため、新たに環境用水(親水用水等)の取得を検討



蓼川堰地区(兵庫県)
市街地の消雪とコウノトリの野生復帰に係る冬期湛水に関する用水の取得を検討

～水利権取得の手順～

環境用水の水利権を取得するにあたっては、事前調査、必要水量の検討、水源状況の確認、実施・管理体制の検討、施設の使用に係る手続きや河川協議等が必要となります。
これらの調査・検討を進めるためには、運営組織を設立し関係者との協議の場を設けることが効果的です。

環境用水の水利権取得までのフロー

